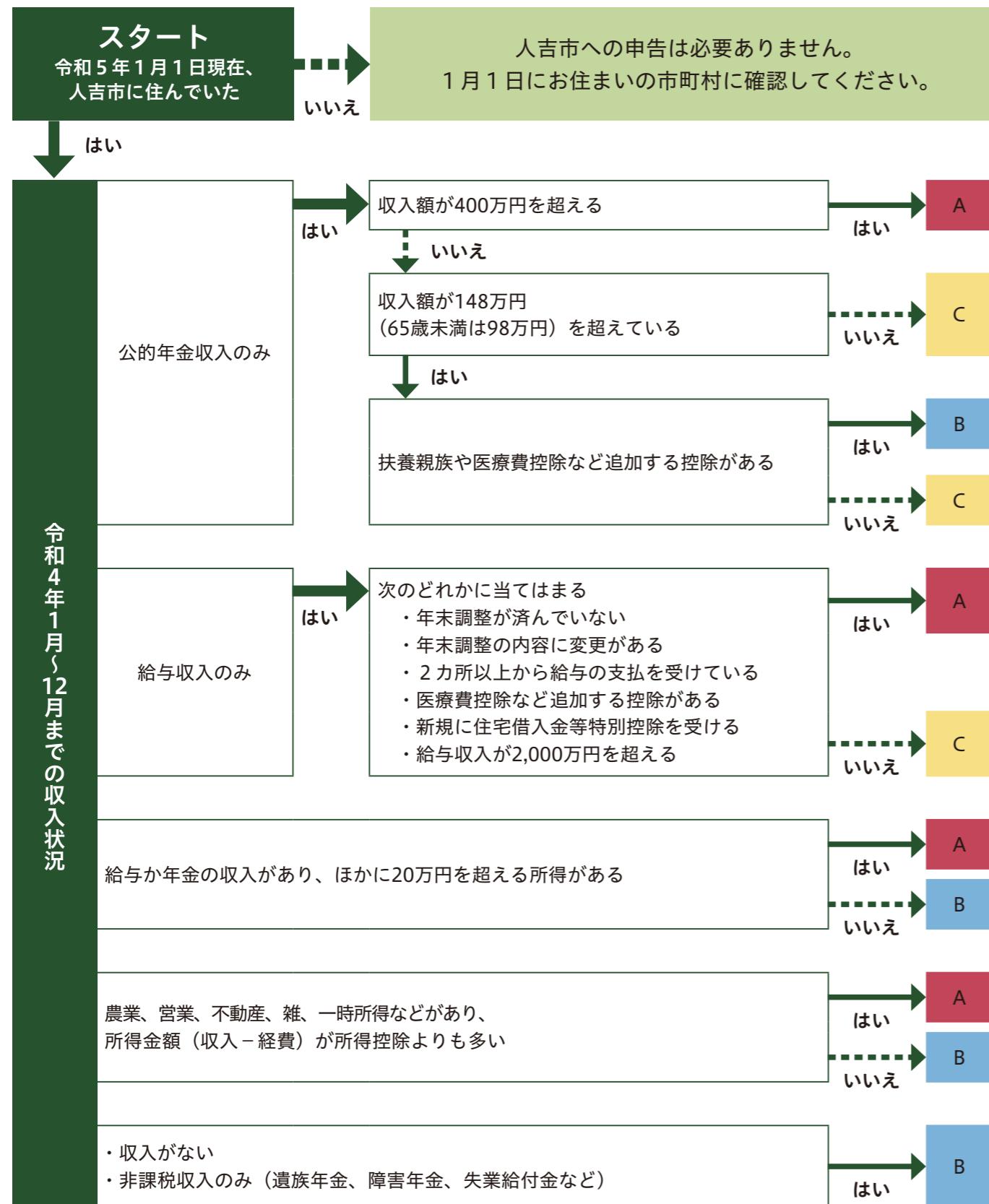


《令和5年度（令和4年分）申告フローチャート》

- A 確定申告をする必要があります。
- B 市県民税の申告をする必要があります。市役所で申告をしてください。
- C 市県民税の申告・確定申告をする必要はありません。



◎ この表は、申告が必要かどうかを判断する目安です。

税の申告

令和5年度（令和4年分）

申告期間

2.16(木) ▶ 3.15(水)

申告会場

市役所3階301会議室

雑損控除と雑損失について

令和2年7月豪雨の被害を受け、令和2年分の確定申告で雑損控除の申告をした人で、所得から引ききれなかった損失金額がある人は、翌年以降、最大3年間（令和5年分）まで繰り越すことができます（雑損失）。ただし、それぞれの年ごとに確定申告が必要ですので、所得がない場合でも確定申告をしてください。

《申告時に持つくるもの》

- マイナンバーカード
または
通知カード + 運転免許証などの身分証明書



ほかにも、申告をする人の所得で必要なものが異なります。

- 事業所得（農業・営業など）がある人**
 - 収支内訳書
※必ず作成してください。様式は市税務課（市役所1階3番窓口）か、市または国税庁のホームページにあります。
 - 収入や必要経費などが確認できるもの

- 給与や年金がある人**
 - 源泉徴収票

- 個人年金や保険の満期金がある人**
 - 保険会社などが発行した受取金額の証明書

- 社会保険料控除を受ける人**
 - 日本年金機構などが発行した社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、または領収書

※国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料を市の申告会場で申告する人は、納付証明書や領収書は必要ありません。

- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける人**
 - 保険会社などが発行した支払証明書

- 障害者控除を受ける人**
 - 障害者手帳など

- 医療費控除を受ける人**
 - 医療費控除の明細書

※医療費控除の明細書の代行作成はできません。事前に作成しお越しください。明細書の様式は市税務課か、市または国税庁のホームページにあります。医療費の領収書は5年間保管する必要があります。

- 寄付金控除を受ける人**
 - 寄付の証明書

※ふるさと納税でワンストップ特例制度の申請をした人が確定申告をすると、対象期間に行ったワンストップ特例制度の申請が全て無効になります。ワンストップ特例制度の申請をした寄付分も含めて申告をしてください。